

防災庁行政文書管理規則の制定及び一部改正について (概要)

令和 8 年 9 月
内閣府大臣官房公文書管理課

防災庁行政文書管理規則の制定

1. 制定の必要性

防災庁設置法（令和 8 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 2 条の規定により、内閣に防災庁を置くこととしている。また、防災庁の設置日については、法附則第 1 条の規定により、令和 8 年 12 月 31 日までの間において政令で定める日とされている。

上記のとおり、今般新たな国の行政機関として防災庁が置かれることに伴い、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、防災庁は、防災庁行政文書管理規則（以下「規則」という。）を制定する必要がある。

2. 規則の内容

規則案は、おおむねガイドラインの規定例を踏まえたものとなっている。

なお、防災庁は、現在の内閣府の政策統括官（防災担当）部局を拡充・発展させた行政機関であるところ、規則の細部については、内閣府本府行政文書管理規則等に倣った、行政文書の適切な管理を行うための体制及び規定の書きぶりとなっている。

3. 今後のスケジュール

制定・施行日：防災庁の設置日（令和 8 年 12 月 31 日までの間で政令で定める日）

※内閣総理大臣への協議、公文書管理委員会への諮問等の公文手続きについても、防災庁の設置日付けで行う予定。

防災庁行政文書管理規則の一部改正

1. 改正の概要

第 120 回公文書管理委員会では承された、新たな文書管理システムの導入を見据えた各府省行政文書管理規則の改正と同様、「行政文書の管理に関するガイドライン」（令和 8 年 5 月 14 日）の改正内容（別表統合等）に沿って、本文及び別表の改正を行うもの。

2. 施行日

令和 9 年 4 月 1 日

※内閣総理大臣への協議、公文書管理委員会への諮問等の公文手続きについては、防災庁の設置日付けで行う予定。

【参考】公文書等の管理に関する法律 抄

(行政文書管理規則)

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第10条第3項、第25条又は第27条第3項の規定による同意をしようとするとき。

三 (略)